

令和8年 北秋田市農業委員会 第8回総会

1. 開催日時 令和8年7月21日（火） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁3階 大会議室

3. 出席委員（37名）

1番 武石 博	2番 中嶋 力 藏	3番 佐藤 稔
4番 若松 一 幸	5番 佐藤 整	6番 三浦 基 輝
7番 藤島 喜美男	8番 金田 悦 子	9番 澤藤 匠
10番 成田 悦 子	11番 多賀谷 テル子	12番 出川 信 久
13番 佐藤 利 子	14番 佐藤 政 信	15番 櫻井 豊
16番 堀部 聡	17番 佐藤 茂 延	18番 武田 響 一
19番 藤岡 智 洋	20番 長岐 正	21番 寺田 一 徳
22番 成田 博 幸	23番 武石 修 一	24番 伊東 誠 子
25番 宮腰 文 義	26番 中嶋 ふさ子	27番 野呂 義 久
28番 宮本 昌 子	29番 伊藤 鶴 一	30番 佐藤 邦 久
31番 長崎 成 人	32番 中林 めぐみ	33番 金 俊 英
34番 鈴木 豊	35番 小笠原 千 春	36番 佐藤 篤 史
37番 長岐 一 志		

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

	開 議（臨時議長の指名）
第 1	仮議席の指定
第 2	会長の互選
第 3	会長職務代理者の互選
第 4	議席の指定
第 5	議事録署名委員の指名
第 6	小委員会委員の選任
第 7	議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の承認について（所有権移転）

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸 治	副主幹 簾 内 拓 也	副主幹 菊 地 さよ子
主任 土濃塚 政 樹		

8. 議事録署名委員

1番 武石 博	2番 中嶋 力 藏
---------	-----------

9. 会議の概要

事務局長	令和８年北秋田市農業委員会第８回総会の開催にあたり、臨時議長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます農業委員会事務局長の成田です。どうぞよろしくお願いいたします。 初めに、総会に先立ちまして、北秋田市農業委員会委員の任命書交付式を行います。お名前をお呼びしますので、委員の皆さまは順次、前の方へお進みください。なお、敬称は省略させていただきますのでご了承ください。 （市長より委員３７名に任命書を手交）
事務局長	これをもちまして、北秋田市農業委員会委員の任命書交付式を閉会いたします。 引き続き、令和８年北秋田市農業委員会第８回総会を開会いたします。 本総会は、農業委員の任期満了に伴う任命書の交付後最初に行われる総会であることから、農業委員会等に関する法律第２７条第１項ただし書の規定により、市長が招集しております。 ここで、北秋田市長 津谷永光よりご挨拶申し上げます。
市長	（市長あいさつ）
事務局長	続いて「臨時議長の指名」を津谷市長が行います。市長は議長席へご移動をお願いいたします。 （市長が議長席へ移動）
市長	本総会の議長となる会長が選任されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定を準用し、年長の委員に臨時議長の職務をお願いしたいと思います。出席委員中、中嶋力藏委員が年長者でありますので、臨時議長に指名いたします。 暫時休憩いたします。
事務局長	市長はこの後、所用がございますので、ここで退席いたします。 （市長退席）
事務局長	中嶋力藏委員は議長席へご移動をお願いいたします。 （中嶋力藏委員が議長席へ移動）

臨時議長	休憩以前に引き続き、会議を再開いたします。 ただ今ご紹介いただきました、中嶋力藏でございます。議長となる会長が選任されるまでの間、臨時に議長の職務にあたりたいと思います。 ただ今の出席委員は３７名であります。在任する委員の過半数が出席しておりますので、北秋田市農業委員会総会会議規則第７条の規定により、本総会は成立しております。 本総会は、任期満了による任命の後、初めて行う総会でありますので、農業委員会事務局職員の紹介と、各委員の皆様には「自己紹介」をお願いしたいと思います。初めに事務局職員、続いて机の番号順に各委員からお願いいたします。
事務局長	(事務局職員を紹介)
臨時議長	続いて各委員からお願いいたします。 (各委員より自己紹介)
臨時議長	ありがとうございました。 それでは、日程第１「仮議席の指定」を行います。 議席の指定については、会議規則第８条で「あらかじめくじによって定める」こととされております。 先ほど、受付にて引いていただきましたくじの番号を「仮議席」に指定いたしますので、各自その席に移動願います。 (各委員が仮議席に移動)
臨時議長	次に、日程第２「会長の互選」を行います。事務局より説明願います。
事務局長	事務局の成田です。 「会長の互選」につきましては、北秋田市農業委員会総会会議規則第２条第１項に「委員会の会長は、委員の互選により定める」とありますので、この規定により互選するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
臨時議長	ありがとうございました。それでは、会長の互選については、どのような方法がよいかお諮りいたします。
１８番 (仮議席)	１８番堀部です。 指名推薦をお願いします。
臨時議長	ただいま指名推薦という声がありましたが、いかがでしょうか。

	(異議なしの声)
臨時議長	異議なしとの声がありましたが、その他ございませんか。
	(なしの声)
臨時議長	それでは指名推薦といたします。
18番(仮)	18番堀部です。 指名人に長岐一志委員を推薦します。長岐委員は、平成17年の4町合併から長きに渡り北秋田市農業委員会会長として務めた前任者の後藤久美会長の後を受けることになりましたが、これまでの頑張りは評価に値するものです。私は長岐委員が会長として適任の方だと思います。引き続き北秋田市農業委員会の会長に就いていただきたいと思いますので、皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。
臨時議長	ただいま、18番堀部委員からの14番長岐委員に対する推薦がありましたが、皆さんはいかがですか。
	(賛成、異議なしの声)
臨時議長	異議なしの声が多数でありますので、14番長岐委員を会長とするについて拍手をもって決定したいと思います。お願いいたします。
	(場内拍手)
臨時議長	ただいま会長に互選されました 長岐一志 委員を紹介いたします。前の方へ登壇してあいさつをお願いいたします。
14番(仮)	(新会長あいさつ)
臨時議長	ありがとうございました。長岐委員はいったん席にお戻りください。 私の臨時議長の職務はこれで終了いたします。皆さまのご協力ありがとうございました。それでは新会長は議長席に着席願います。 暫時休憩いたします。
	(新会長議長席へ移動、着席)
議 長	休憩以前に引き続き会議を再開いたします。 次に日程第3「会長職務代理者の互選」を行います。事務局より説明願

います。

事務局長

「会長職務代理者の互選」につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とあります。また、北秋田市農業委員会総会会議規則第2条第4項において「代理者はあらかじめ互選しておくことができる」とあり、これらの規定に基づき互選するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、会長職務代理者の互選はどのような方法がよいかお諮りします。

27番（仮）

27番宮腰文義です。

先ほどの会長は指名推薦でしたので、今回は立候補制にしてはどうでしょうか。

議 長

ただいま、立候補制にしては、というご意見がありましたが、皆さんはいかがでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしとの声がありますので立候補制としたいと思います。それでは、立候補される方はございますか。

17番（仮）

17番佐藤篤史です。

前期に引き続き会長職務代理をさせていただきたいので立候補させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、17番佐藤篤史委員からの立候補がございました。そのほか立候補ございませんか。

（ 反応なし ）

議 長

ほかに立候補される方がおらないようですので、皆さまにお諮りいたします。ただいま立候補された17番佐藤篤史委員を会長職務代理者とすることにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認め、17番佐藤篤史委員を会長職務代理者と決定します。会長職務代理者に互選されました 佐藤篤史 委員を紹介いたします。前

の方へご登壇願います。

(代理が議長席へ移動)

議長 それでは、佐藤篤史 会長職務代理者から就任のあいさつをいただきます。

17番(仮) (新会長職務代理者あいさつ)

議長 ありがとうございます。佐藤職務代理者は席へお着きください。

次に、日程4「議席の指定」を行います。

議席は恒例によりまして、末席の37番を会長席、36番を会長職務代理者の席とし、また会長と代理の議席をそれぞれ詰めた番号を議席としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議席番号の決定といたします。

それでは、それぞれの席に詰めて移動をお願いします。

暫時休憩いたします。

(移動を要する委員が席を詰めて着席)

議長 会議を再開いたします。

次に、日程第5「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第3項の規定により、議長が2名を指名することとなっておりますので、議席番号1番 武石博 委員、2番 中嶋力藏 委員のご両名を指名いたします。

次に、日程第6「小委員会委員の選任について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 「小委員会委員の選任」については、北秋田市農業委員会小委員会の設置規程第3条に「会長が総会の承認を得て決定する」と規定されていることから、選任するものであります。なお、小委員会の設置規程第2条において、小委員会を総務・農地・農政の3つの小委員会とすることと、また第3条において、各小委員会の委員の定数は13人以内とすることが定められておりますので申し添えます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それではお諮りいたします。

現在の委員の総数は37人です。各小委員会の委員の数については、総

務小委員会 12 人、農地小委員会 13 人、農政小委員会 12 人としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認めます。

各小委員会の委員の数は、総務小委員会 12 人、農地小委員会 13 人、農政小委員会 12 人と決定しました。

次に、各委員の選任についてはどのような方法で良いかお諮りいたします。

（ 事務局一任の声 ）

議 長

事務局一任との声がありましたので、各小委員会の委員について、事務局案がありましたら提案をお願いいたします。

事務局長

事務局一任のお声をいただきましたので、事務局案を提案させていただきます。これから皆さまに一覧表をお配りいたしますので、そちらを読み上げてご提案いたします。

（ 事務局案を読み上げ ）

以上提案いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

それではお諮りいたします。ただ今事務局から提案された委員をそれぞれの小委員会の委員とすることにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認めます。各小委員会の委員は承認されました。

引き続き、各小委員会の委員長及び副委員長の互選を行います。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

小委員会の委員長及び副委員長は、北秋田市農業委員会小委員会の設置規程第 5 条第 1 項に「小委員会の委員の互選による」と規定されております。これから各委員会に分かれて互選して頂きます。

総務小委員会は、議長席正面側・農地小委員会は議長から向かって左周辺・農政小委員会は議長から向かって右周辺で行います。

議 長

ただいま事務局から、説明のあった場所へ移動の上、協議していただきますが、総務小委員会では「農業委員の活動記録簿の記入・提出」につい

でも協議願います。農地小委員会につきましては、「農地パトロールの実施」についても協議願います。農政小委員会につきましては、「農業者との意見交換会」についても協議願います。それでは所定の場所にご移動のうえ委員長・副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩いたします。

(各小委員会で正副委員長の互選、協議)

議 長

会議を再開いたします。
各小委員会の互選の結果を事務局より報告させます。
事務局お願いします。

事務局長

それではご報告いたします。
総務小委員会
委員長 16番 堀部聡 委員、副委員長 31番 長崎成人 委員
農地小委員会
委員長 4番 若松一幸 委員、副委員長 13番 佐藤利子 委員
農政小委員会
委員長 29番 伊藤鶴一 委員、副委員長 33番 金俊英 委員
以上でございます。

議 長

ありがとうございました。
ただ今、事務局より報告があったとおり決定いたします。
それでは、各小委員長より、順次、小委員会の報告をお願いします。総務、農地、農政の順にお願いいたします。

(総務小委員長 説明)

(農地小委員長 説明)

(農政小委員長 説明)

議 長

ありがとうございました。
それぞれ報告のあったとおりですので、よろしく願いいたします。
次に、日程第7、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（所有権移転）」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長

議案説明に入ります前に、あらかじめお配りしている議案書につきましては、会長が互選される前でしたので会長名が記載されていない議案となっております。改めて会長名を記載しました差し替えの議案書をお

配りしますので、そちらをご覧くださいますようお願いいたします。

議案第 22 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（所有権移転）」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和 8 年 7 月 21 日提出 北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

（ 申請番号 1 番を読み上げ ）

本件はいわゆる公社売買にかかる（農用地利用集積等促進）計画の変更に対する意見を求めるものですが、これまでは売り手、買い手それぞれの申請と総会における審議を別々に行っていたものが、今年の 1 月から同時に実施することが可能となったことから、同時進行で処理を行っているものです。

以下 3 ページの申請番号 3 番までの合計 10 筆、18,221 m²の農地の所有権移転に伴う農用地利用集積等促進計画の変更に対してご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第 22 号について、事務局の説明が終わりました。それでは本議案に対する質疑に入りますが、先に申請番号 1 番を審議いたします。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 22 号中、申請番号 1 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。
続いて申請番号 2 番および 3 番を審議いたしますが、この件につきましては議席番号 4 番 若松一幸 委員との関係がありますので退席を求めます。
暫時休憩いたします。

（ 4 番 若松委員 退席 ）

議 長 会議を再開いたします。
申請番号 2 番および 3 番を審議いたします。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。 議案第２２号中、申請番号２番および３番について、原案通り決することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認め決定いたします。 暫時休憩いたします。
	(４番 若松委員 着席)
議 長	会議を再開いたします。 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 これをもちまして「令和８年 北秋田市農業委員会第８回総会」を閉会いたします。